(四)	第三十三条の規定が適用される換気設備	平面図
		給気口又は給気機の位置
		排気口若しくは排気機又は排気筒の位置
		二面以上の断面図
		給気口又は給気機の位置
		排気口若しくは排気機又は排気筒の位置
		換気設備の構造詳細図
		排気筒の立上り部分及び頂部の構造
		給気機の外気取り入れ口、給気口及び排気口並びに排気筒の頂部に設ける雨水又はねずみ、虫、ほこりその他衛生上有害なものを防ぐための設備の構造
		直接外気に開放された給気口又は排気口に換気扇を設けた換気設備の外気の流れによって著しく換気能力が低下しない構造
		換気設備の使用材料表
		風道に用いる材料の種別
(五)	第三十八条第一項の規定が適用される便所	配置図
		排水ます及び公共下水道の位置
(六)	第三十八条第二項の規定が適用される尿(し)尿浄化槽又は合併処理浄化槽（以下この項において「浄化槽」という。）	配置図
		浄化槽の位置及び当該浄化槽からの放流水の放流先又は放流方法
(七)	第三十九条から第四十三条までの規定が適用される便所	配置図
		平面図
		便所に設ける採光及び換気のため直接外気に接する窓の位置又は当該窓に代わる設備の位置及び構造
		くみ取便所の便槽及び井戸の位置
		便所の構造詳細図
		尿(し)尿に接するくみ取便所の部分
		くみ取便所の便器及び小便器から便槽までの汚水管の構造
		水洗便所以外の大便所に設ける窓その他換気のための開口部の構造
		便槽の種類及び構造
		くみ取便所に講じる防水モルタル塗その他これに類する防水の措置
		くみ取便所のくみ取口の位置及び構造
		便所の使用材料表
		便器及び小便器から便槽までの汚水管に用いる材料の種別
		耐水材料で造り、防水モルタル塗その他これに類する有効な防水の措置を講じる便槽の部分

	井戸の断面図	建築基準法施行令第三十四条ただし書の規定の適用に係る井戸の構造
	井戸の使用材料表	建築基準法施行令第三十四条ただし書の規定の適用に係る井戸の不浸透質で造られている部分
(八)	高圧ガス保安法第二十四条の規定が適用される家庭用設備	平面図
		一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第五十二条に規定する燃焼器に接続する配管の配置
		一般高圧ガス保安規則第五十二条に規定する家庭用設備の位置
		家庭用設備の構造詳細図
		閉止弁と燃焼器との間の配管の構造
		硬質管以外の管と硬質管とを接続する部分の締付状況
(九)	ガス事業法第百六十二条の規定が適用される消費機器	平面図
		ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第二百二条第一号に規定する燃焼器（以下この項において単に「燃焼器」という。）の排気筒又は排気フードの位置
		給気口その他給気上有効な開口部の位置及び構造
		密閉燃焼式の燃焼器の給排気部の位置及び構造
		二面以上の断面図
		燃焼器の排気筒の高さ
		燃焼器の排気筒又は密閉燃焼式の燃焼器の給排気部が外壁を貫通する箇所の構造
		消費機器の仕様書
		燃焼器の種類
		ガスの消費量
		燃焼器出口の排気ガスの温度
		ガス事業法施行規則第二百二条第十号に規定する自動ガス遮断装置の有無
		ガス事業法施行規則第二百二条第十号に規定するガス漏れ警報器の有無
		消費機器の構造詳細図
		燃焼器の排気筒の構造及び取付状況
		燃焼器の排気筒を構成する各部の接続部並びに排気筒及び排気扇の接続部の取付状況
		燃焼器と直接接続する排気扇と燃焼器との取付状況